

1. 会合名	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」(第6回)議事要旨
2. 日 時	平成25年6月21日(金)午後2時00分～午後3時20分
3. 議 案	○報告書の取りまとめについて
4. 主な内容	I. 「中間論点整理」に関するメンバーズ・コメントの結果について 事務局より、中間論点整理に関するメンバーズ・コメント※の結果(案)について説明が行われた。 ※中間論点整理については、平成25年5月14日開催の自主規制会議に報告のうえ、同日付けで会員(証券会社)に通知し、同日から5月31日までの間、意見照会(メンバーズ・コメントの募集)を行った。なお、中間論点整理は公表していない。 (以下、□は委員発言、⇒は事務局発言) □ 今後取り組むべき内容の示唆をいただいたご意見には賛同する姿勢を示してはどうか。 □ ご意見の中には、中小証券は内部統制不足の会社が大多数を占めるといった、厳しいご指摘もある。また、財務諸表・自己資本規制比率の外部監査の受検についても、高額な監査報酬を理由に否定することはいかなものかという指摘はごもっともである。こういった意見に対し、本ワーキング・グループとしての方向性を示すことができたのは非常に良かったと思う。 □ メンバーズ・コメントにおいて寄せられた意見は、一般の投資家の立場から見ても同意見なのではないかと思う。顧客資産の流用や自己資本規制比率の改ざんといった不祥事の再発を防止し、証券市場全体の信頼性を確保するためには、やはり公認会計士等による外部監査を受検するという仕組みを将来的に検討すべきであると思う。 □ 先般の事例のように、公認会計士等による外部監査を受検すれば問題ないということではないと思う。証券会社は公認会計士等による外部監査の他にも、行政庁による検査、証券取引所の考査、自主規制機関の監査を受けている。公認会計士等による外部監査を受検すれば検査や監査を除外するといったトレードオフの関係にあるのかもしれないが、自主規制機関を設けて監査を受検し、さらに証券取引所の考査を受けるという体制をとっている。しかし、そういった中でも問題は発生しているため、日証協が頻度よく監査を行い、詳細な監査は公認会計士等による外部監査を要求するなど、実効性のある体制が検討できないか。意図的な犯罪行為は倫理感の問題であるため、防ぎようがないと思う。 □ 会員は日証協に対し、主要株主や財務状況等の情報を定期的に報告している。日常的な会員情報管理やオフサイト・モニタリングでそういった情報を活用し、監査対象会員を絞り込めば、一律会員に様々な負担を強いることもない

のではないか。

- 証券業界は銀行業界や保険業界とは異なり、自主規制機関を有しており、自主的に監査を受検しているが、消費者からみると、当局による検査、日証協による監査、公認会計士等による外部監査のそれぞれの意義や必要性は分からないと思う。しかし、世界の趨勢として、行政による検査とは別の監査体制を充実させた方がよいと思う。

⇒ 本協会による監査は、監査先を公表していない。また、特に問題のある会社に対しては特別監査を実施し、協会監査で不十分な部分は当局と連携するという態勢をとっている。

証券取引等監視委員会による検査は、検査対象先を公表しているが、検査結果については非公表である。

公認会計士等による法定の財務諸表の外部監査は、法令違反をチェックするのではなく、自社の財務諸表が会計基準に従い適切に作成されているかを第三者に明らかにして証明することが目的である。自社の財務諸表に信頼性があることを自分で言っても証明にはならないので、自社で監査法人に費用を支払って証明してもらうのが制度の趣旨である。法定の外部監査の結果については、公認会計士等が民事的責任や公認会計士法上の責任を負っている。外部監査の受検は投資家からの信頼性向上に繋がる面もあるが、外部監査の受検のみでは不祥事を完全に防ぐことができないという問題もあることは事実であるため、コストベネフィットを考慮して検討する必要がある。そこで、例えば協会監査で会社全体の健全性を把握することが困難な場合は財務諸表の外部監査の受検を勧告し、受検しなければその旨を公表するといった施策が提案されている。

- 公認会計士等による財務諸表の外部監査は、行政による検査や自主規制機関による監査とは性格が異なり、受検結果を開示することにより自社の財務諸表の適正性を証明することができると思う。まず、外部監査の受検を必要に応じて勧告する制度を導入し、将来的には義務化する方向で検討してはどうか。

Ⅱ. 報告書（案）について

事務局より、資料に基づき、報告書について説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

- 公認会計士等による外部監査は本来、株主保護の観点から受検するものであり、その結果は、顧客に提示するものではないと思う。

⇒ 法律で義務付けられる監査として、金融商品取引法監査と会社法監査がある。前者は株主に限らずこれから投資をしようとする潜在的な投資者を含めた幅広い投資者保護の観点から受検が義務付けられており、後者は株主や債権者といった利害関係者保護の観点から受検が義務付けられているのではないか。

本ワーキング・グループの結論として、外部監査の受検や監査結果の開示

	は一律に求めず、今後慎重に検討するという方向を示している。一方、ディスクロージャー誌自体の認知度を高めるための取組みについて検討してはどうかという提言を記載させていただいている。 □ ディスクロージャー誌の存在を顧客に知らせるための具体的な案がないまま、検討するというのは適切でないと思う。 ⇒ 例えば、顧客に対しディスクロージャー誌の備付場所を周知したり、店舗の待合スペースなどに置くといった案が考えられる。しかし、実店舗を持たない会社など様々な業態があるため、一律ではなく、各社の事情に応じて実施するのが望ましいと思う。 □ 財務諸表の外部監査の受検状況等の開示については、そもそも受検を義務付けられていない会社もあるため、一律に要請するのは困難であると思う。 □ 主要株主や大株主を協会ウェブサイトに一覧表として掲載すると、会社の規模によって有利不利が生じるため避けていただきたい。ディスクロージャー誌の備付方法は各社ごとに検討すべき問題である。 □ 現時点において、主要株主や大株主を一覧表として掲載することは難しい状況であるが、消費者がこういった情報を得られる方法を今後も検討していただきたい。 □ ディスクロージャー誌の存在自体を顧客に知らせる取組みは必要であると思う。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）